

二六五	書籍	恋愛美人 七月号	一六六一五七	セブン新社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二六六	集	発掘お宝映像八ブニングアイドル八月号	一七四二九八	桃園書房	
二六七	コミック裏モノJAPAN	裏モノJAPAN八月号増刊	〇一八〇六八	鉄人社	
二六八	裏モノJAPAN	裏モノJAPAN八月号	〇一八〇五八		
二六九	パソコン美少女ゲーム攻略スペシャル八月号			イーグルパブリッシング	
二七〇	スコラ		一五四〇一八	スコラマガジン	
二七一	破廉恥八ブニング大全パチスロ機種別裏技攻略テクニク			雄出版	
二七二	ク	八月号増刊	一七四九二八		

青森県告示第五百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
有限会社八戸調剤薬局 チャイルド薬局 弘前外科循環器クリニック	八戸市大字田向字間ノ田一五の一 青森市篠田二丁目一六の三 弘前市大字田茂木町八〇	平成一八・六・四 一八・七・三 一七・四・三〇

青森県告示第五百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
エルム女性クリニック 三上皮膚科桜川医院 三上皮膚科緑医院 有限会社八戸保険調剤薬局 メデイカルサポート調剤薬局 ほりべ歯科クリニック	五所川原市大字湊字千鳥五三の一 青森市桜川四丁目二の二四 青森市緑一丁目一九の六 八戸市大字田向字間ノ田一五の一 弘前市大字百石町三七の四 八戸市根城六丁目三の二二	平成一八・六・一 " " 一八・六・五 一八・六・一 一八・七・一

青森県告示第五百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	再開年月日
松井耳鼻咽喉科医院	青森市松原一丁目一の一	平成一八・六・五

青森県告示第五百五十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法

第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定した
 で、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に
 より告示する。

平成十八年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイリス薬局 沖館薬局新町店	八戸市根城一丁目一六の一 むつ市新町一三の五一	平成一八・八・一 一八・七・二五

青森県告示第五百五十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定によ
 り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年
 三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十八年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地		
藤田 紀生	むつ総合病院	むつ市小川町一丁目二の八	循環器内科（心臓機能障害）	平成一八・八・一
西澤 雄介	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	消化器外科（ぼうこう機能障害、直腸機能障害、小腸機能障害）	〃
田中 三知子	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	眼科（視覚障害）	〃

青森県告示第五百五十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第百六十八号）第五条第一項の規定によ
 り、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定によ
 る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお
 り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
加入区の名 平内 東津軽郡平内町大字茂浦字浦田一番地一 後 藤 隆 東津軽郡平内町大字清水川字大川添四二番地 船 橋 晶 之 東津軽郡平内町大字東滝字滝五八番地一 細 川 拓 治	期 間 平成十八年八月二日から同月十六日まで 場 所 平内町漁業協同組合

青森県告示第五百六十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第百六十八号）第五条第一項の規定によ
 り、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定によ
 る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお
 り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
加入区の名 発起人の住所及び氏名	期 間 場 所

下風呂 一〇番地一	丸山 信夫	平成十八年八月二日から同月十六日まで	下風呂漁業協同組合
下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂四八番地一	播摩 光雄		
下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下二番地三	吉田 清		

人事委員会

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年八月二日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四四（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四四（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中、「室長補佐」を削る。

別表第二号の表障害者職業能力開発校の項の次に次のように加える。

美術館	事務局長、次長、庶務担当課長等
-----	-----------------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一四一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年八月二日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中「主幹（事務管理、秘書、人事、給与、庁舎管理、予算担当）、主査（法規）」を「副参事（法規担当）、チームリーダー（法規、事務管理、人事、給与、庁舎管理、予算担当）、主幹（秘書担当）、主査」に、「課長、主幹」を「課長、チームリーダー」に、「事務局長、次長、課長」を「事務局長、次長」に、「管理主事、主幹」を「総務課副参事、管理主事、チームリーダー」に、

保育所	所長
-----	----

を

保健所開設準備事務所	所長、副所長、課長
------------	-----------

に、「家畜繁殖センター」を「畜産振興センター」に改め、「看護局長」の下に、「副看護局長」を加え、同表弘前市の項中「事務局長、課長、総合計画推進室長、検査室長、事務局次長」を「課長、検査室長」に、「職員係長、研修厚生係長」を「厚生係長、職員係長」に改め、「参事」を削り、「教育次長、課長」を「教育部長、課長、室長」に改め、「指導主事（人事担当）」の下に、「総括主幹（教職員担当）」を加え、

出先機関	出張所	所長
------	-----	----

を

出先機関	出張所	支所長、課長
	出張所	所長

に、「所長、

課長」を「所長、課長、参事」に、

市民会館	館長
文化会館	館長

を

中央公民館	館長
-------	----

に、

東部学校給食センター	所長
------------	----

を

市民会館	館長
------	----

に改め、同表八戸市の項中「理事、

次長、副理事、課長、室長（課に置く室に置くものを除く。）、課長補佐（秘書、予算担当）、行政経営室室長補佐を「室長（課に置く室に置くものを除く。）、理事、次長、副室長、副理事、課長、行政改革グループリーダー」に、「秘書班長」を「秘書グループリーダー」に、「財政第一班長、財政第二班長」を「一般会計グループリーダー」、特別会計グループリーダー」に、「主任主査（人事、勤務条件、職員団体、事務管理担当）、主査」を「主査（人事）」に改め、「学校教育課課長補佐」を削り、「管理主事、主幹（職員団体担当）、主任主査（職員団体担当）」を「管理主事、主幹（職員団体担当）」に、

区画整理事業所	所長
八戸公園	園長

を

区画整理事業所	所長
---------	----

に、「総務グループリーダー、主

幹（職員団体担当）、主任主査（職員団体担当）」を「総務グループリーダー、主幹（職員団体担当）」に改め、同表黒石市の項中「主幹（予算担当）」を削り、

支所	所長
病院	院長、副院長、総看護師長、事務局長、課長、管理課課長補佐（人事担当）
市民文化会館	館長

を

病院	院長、副院長、総看護師長、事務局長、課長、管理課課長補佐（人事担当）
----	------------------------------------

に改め、同表

五所川原市の項中「予算担当」の下に「副主幹（秘書担当）」を加え、「秘書係長」を削り、

総合支所	総合支所長、総合支所次長
農業センタ	所長

を

総合支所	総合支所長、総合支所次長
------	--------------

に改め、同表十和田市の項中「

理事」、「主幹（法規担当）」及び「主任主査（人事担当）」を削り、「次長（人事担当）」を「総括参事」に、「庶務課課長補佐」を「教育総務課課長補佐」に改め、「総括参事」を削り、「総看護師長」を「看護局長」に、「庶務担当」を「人事担当」に改め、同表三沢市の項中「理事、参事」の下に「商業活性化推進監」を加え、同表むつ市の項中「庁舎管理係長」を「施設管理係長」に、

勤労青少年ホーム	館長
公民館	館長
図書館	館長

を

つがる市の項中「教育次長、課長、室長」を「教育次長、課長」に改め、同項の次に次のように加える。

平川市		本庁						
診療所	病院	総合支所	農業委員会事務局	教育委員会事務局	議会事務局	収入役室	市長部局	
所長	院長、副院長、看護師長、事務	総合支所長、課長	事務局長	教育長、事務局長、課長、室長	事務局長	課長	部長、課長、課長補佐(法規、秘書、人事、予算担当)、行政係長、人事係長、行政改革係長、財政係長	

別表第一平内町の項中「総務課調整監」の下に、「総務課指導監(人事担当)」を加え、同表今別町の項中「統括監」を「課長、次長」に改め、同表蓬田村の項中

診療所	所長、事務局長
-----	---------

を

課長	を	課長、室長
----	---	-------

に改め、

同表深浦町の項中

に改め、同表

岩木町の項、相馬村の項、尾上町の項及び平賀町の項を削り、同表田舎館村の項中

診療所	所長、事務局長
地域包括ケアセンター	事務局長

に改め、同表

碓ヶ関村の項を削り、同表板柳町の項中

農業委員会事務局	事務局長
----------	------

に改め、同表

野辺地町の項中「総務課主幹」を「総務課総括主幹」に、

出先機関	病院	院長、副院長、総看護師長、事務
------	----	-----------------

に改め、同表

七戸町の項中

選挙管理委員会事務局	事務局長
農業委員会事務局	事務局長
選挙管理委員会事務局	事務局長

に改め、同表

を

介護老人保 施設	施設長、事務長
保育園	保育園長

に改め、同表

階上町の項中「教育次長、課長」の下に「グループリーダー」を加え、

児童館	館長
給食センタ	所長

を

児童館	館長
-----	----

に改め、同表

福地村の項を削り、同表新郷村の項中

課長	を	課長、グループリーダー	に改め、
----	---	-------------	------

同表公立金木病院組合の項中「事務長、事務次長」を「事務局長」に改め、同表一部事務組合下北医療センターの項中「副院長、看護師長」を「副院長」に改め、同表下北地域広域行政事務組合の項中「総務課総括主幹」の下に「(職員団体担当)」を加え、同表青森地域広域事務組合の項中「事務局次長」及び「特別補佐」を削り、「総務課主幹(人事担当)」、総務課主査」を「チームリーダー(人事担当)、主査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭